

習志野市ガス供給条例（昭和45年条例第46号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 使用の申込み及び契約種別（第4条・第5条）
- 第3章 工事及び検査（第6条—第15条）
- 第4章 供給（第16条—第19条）
- 第5章 料金、手数料等（第20条—第25条の4）
- 第6章 保安（第26条—第28条）
- 第7章 雑則（第28条の2—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本市がガス小売事業及び一般ガス導管事業を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（平28条例37・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ガス小売事業 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第2条第2項に規定するガス小売事業をいう。
- （2）一般ガス導管事業 法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業をいう。
- （3）熱量 温度零度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいう。
- （4）標準熱量 使用者に供給するガスについて、法及びこれに基づく命令（以下「法令」という。）で規定する方法によつて測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値をいう。
- （5）最低熱量 使用者に供給するガスの熱量の最低値をいう。
- （6）圧力 ガス栓の出口におけるガスの静圧力をゲージ圧力で表示したものをいう。
- （7）最高圧力 使用者に供給するガスの圧力の最高値をいう。
- （8）最低圧力 使用者に供給するガスの圧力の最低値をいう。
- （9）供給施設 導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓をいう。
- （10）本支管 導管のうち、原則として道路に並行して埋設するものをいう。
- （11）供給管 導管のうち、本支管から分岐して使用者が占有し、又は所有する土地と道路との境界線に至るまでのものをいう。
- （12）内管 導管のうち、前号に規定する境界線からガス栓までのものをいう。
- （13）ガス工作物 ガスの製造及び供給のための施設であつて、ガス事業の用に供するものをいう。
- （14）消費機器 ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいう。
- （15）空調機器 消費機器のうち、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいう。
- （16）小型空調機器 空調機器のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105.5キロワット（30米国冷凍トン）以下のガス吸収式の機器をいう。
- （17）消費税等相当額 次に掲げる額を合計した額をいう。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
  - ア 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額
- （18）検針 第22号に規定する料金算定期間におけるガスの使用量（以下「使用量」という。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読みとることをいう。
- （19）検針日 次に掲げる日をいう。
  - ア 第22号に規定する料金算定期間における使用量算定のため、検針を行つた日
  - イ 使用者が不在等のため、検針すべき日に検針ができなかつた場合は、使用量を算定した日
  - ウ 災害等やむを得ない事情のため、検針すべき日に検針ができなかつた場合は、検針すべきであつた日
- （20）定例検針 検針のうち、習志野市ガス供給規程（平成8年公営企業管理規程第5号。以下「ガス供給規程」という。）の定めるところにより、毎月1度定めた日に行う検針をいう。
- （21）定例検針日 検針日のうち、定例検針を行つた日をいう。

- (22) 料金算定期間 検針日の翌日から次の検針日までの期間をいう。ただし、新たにガスの使用を開始した場合又は第19条の規定によりガスの供給を再開した場合は、その開始した日又は再開した日（第18条第1項の規定によりガスの供給を停止した日に第19条の規定によりガスの供給を再開した場合は、供給を再開した日の翌日）から次の検針日までの期間とする。
- (23) 冬期 12月から翌年3月までの期間をいう。
- (24) その他期 4月から同年11月までの期間をいう。
- (25) 消費税率 消費税法第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率
- (26) 休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日、日曜日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日をいう。
- (27) 契約使用可能量 空調用熱源機の全定格入力を標準熱量で除し、3.6を乗じて得た値（この値に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た値。ただし、1立方メートル未満のときは1立方メートルとする。）をいう。
- (28) 契約月別使用量 契約開始月から終了月までの契約で定める月別の使用予定量をいう。
- (29) 契約年間使用量 契約で定める1年間の契約月別使用量の合計量をいう。
- (30) 契約月平均使用量 契約年間使用量を12で除して得た量をいう。
- (31) 契約最大使用量 契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいう。
- (32) 契約年間負荷率 契約月平均使用量を最大需要期の契約月平均使用量で除した値に100を乗じて得たものをいい、単位はパーセントとする。
- (33) 最大需要期 12月分（11月検針日の翌日から12月検針日までをいう。）から3月分（2月検針日の翌日から3月検針日までをいう。）までの4か月間をいう。
- (34) 契約年間引取量 契約で定める使用者の1年間において引き取らなければならない使用量をいう。
- (35) 最大需要月 最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいう。
- (36) 昼間 午前7時から同日午後10時までをいう。
- (37) 夜間 午後10時から翌日午前7時までをいう。
- (38) 契約昼間使用量 最大需要期における1か月の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間の使用量をいう。
- (39) 契約夜間使用量 最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいう。
- （平9条例12・平11条例7・平20条例16・平28条例37・一部改正）

（供給区域）

第3条 本市のガス小売事業のガス供給区域は、ガス供給規程で定める区域とする。

2 本市の一般ガス導管事業のガスの供給区域は、本市の行政区域並びに千葉市及び船橋市の行政区域の一部で、ガス供給規程で定める区域とする。

（平28条例37・全改）

## 第2章 使用の申込み及び契約種別

（使用の申込み等）

第4条 ガスを新たに使用し、ガスの使用状況を変更し、又は契約種別を変更しようとする者（第6条第1項ただし書の規定により本市が承認した工事人に申し込む者を除く。）は、あらかじめこの条例及びガス供給規程の規定を承諾のうえ、契約種別を明らかにして本市に申し込まなければならない。

2 前項に定めるもののほか、使用の申込み等に関し必要な事項は、ガス供給規程で定める。

（平11条例7・平28条例37・一部改正）

（契約種別）

第5条 契約種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般契約
- (2) 小型空調契約1種
- (3) 小型空調契約2種
- (4) 空調夏期契約1種
- (5) 空調夏期契約2種
- (6) 空調夏期契約3種
- (7) 時間帯別B契約
- (8) 大口供給契約
- (9) 最終保障供給契約

2 一般契約は、前項第2号から第9号までの契約以外の契約とする。

- 3 小型空調契約（第1項第2号及び第3号の契約をいう。以下同じ。）は、小型空調機器を専用に使用する契約とする。
- 4 空調夏期契約（第1項第4号から第6号までの契約をいう。以下同じ。）は、空調機器を専用に使用する契約とする。
- 5 時間帯別B契約は、適用条件が次の各号のいずれにも該当する契約とする。
  - (1) 契約最大使用量が、7立方メートル以上であること。
  - (2) 契約年間使用量が、契約最大使用量に600を乗じて得た値（この値に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た値）以上であること。
  - (3) 契約月平均使用量が、2,000立方メートル以上であること。
  - (4) 契約年間引取量が、契約年間使用量の70パーセント以上であること。
  - (5) 契約年間負荷率が、75パーセント以上であること。
  - (6) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において本市が必要と認めた場合には、一般の需要に先立って供給の制限又は中止に応じられる需要であること。
- 6 大口供給契約は、適用条件が次の各号のいずれにも該当する契約とする。
  - (1) 個別のガスの使用状況を反映した特別の供給条件を設定する必要があること。
  - (2) 本市の行うガス事業の健全な発達に資するものであること。
  - (3) 一の供給地点について供給を約した年間ガス供給量が、熱量46メガジュールのガスを常温及び常圧で10万立方メートル以上供給するものに相当する量であること。
  - (4) 当該ガスの供給に係る契約において、実際に年間に供給したガスの量が正当な理由なく前号に定める量に達しなかった場合には、使用者が補償料を支払う旨を約していること。
  - (5) 第3号に規定する供給量のガスの供給を3年以上行っている場合にあっては、使用者が至近の3年において、連続して実際に供給したガスの量が正当な理由なく同号に定める量に達しなかったものでないこと。
- 7 最終保障供給契約は、法第2条第5項に規定する最終保障供給（以下「最終保障供給」という。）を行う契約とする。

（平28条例37・一部改正）

### 第3章 工事及び検査

#### （工事の施行）

第6条 供給施設に関する工事は、本市が施行する。ただし、管理者が別に定める工事については本市が承認した工事人に工事を施行させることができる。

- 2 前項本文に規定する工事の施行における請負人及び同項ただし書に規定する本市が承認した工事人に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（平11条例7・一部改正）

#### （ガスメーターの設置等）

第7条 本市は、ガスの料金（以下「料金」という。）の算定の基礎となるガスメーター（以下「ガスメーター」という。）を、1需要場所につき契約種別ごとに1個設置する。ただし、使用者の申込みがあり、かつ、特別の事情がある場合は、同一の契約種別につき2個以上のガスメーターを設置することができる。

- 2 本市は、使用者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針及び検査並びに取替え等の維持管理が容易な場所にガスメーターを設置する。
- 3 本市は、第2条第9号に規定する境界線内において、その使用者のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用することができる。この場合において、その場所が借地又は借家に係るときは、使用者は、あらかじめ地主、家主その他の利害関係者の承諾を得ておかなければならない。

#### （内管等の費用の負担）

第8条 内管及びガス栓は、売渡しとし、本市は、工事完了後使用者に引き渡す。この場合において、内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が納められるまでは本市が留保するものとし、使用者は、本市の承諾なしに使用することはできない。

- 2 本市は、内管及びガス栓の工事費（工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として別に定めるところにより算定した見積金額に消費税等相当額を加えて得た額とする。）を使用者から徴収する。ただし、特別の工程若しくは工法又は材料を要する工事については、設計見積金額に消費税等相当額を加えて得た額を工事費として徴収する。
- 3 使用者のために設置されるガス遮断装置は、売渡しとし、本市は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えて得た額をいう。）を使用者から徴収する。ただし、本市が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 使用者の申込みによりその使用者のために設置される整圧器は、売渡しとし、本市は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えて得た額をいう。）を使用者から徴収する。

5 第1項後段の規定は、第3項のガス遮断装置の売渡し及び前項の整圧器の売渡しについて準用する。

(平9条例12・一部改正)

(ガスメーターの費用の負担)

第9条 ガスメーターは、原則として、本市所有のものを設置し、これに要する工事費(所要工事費に消費税等相当額を加えて得た額をいう。)は、使用者が負担する。ただし、使用者の申込みによらないで本市がガスメーターの位置替えを行つた場合は、これに要する工事費は、本市が負担する。

(平9条例12・一部改正)

(供給管の費用の負担)

第10条 供給管は、本市の所有とし、これに要する工事費(道路復旧費を含む。以下同じ。)は、本市が負担する。ただし、使用者の申込みにより供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費(設計見積金額に消費税等相当額を加えて得た額をいう。)は、使用者の負担とする。

(平9条例12・一部改正)

(本支管等の費用の負担)

第11条 本支管及び整圧器(第8条第4項に規定する整圧器を除く。以下同じ。)は、本市の所有とする。

2 本市は、使用者の申込みに伴う本支管及び整圧器の工事について、次の各号に定めるところにより算定した工事費の金額が別表第1に定める本市の負担額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えて得た額を工事負担金(第5項において「工事負担金」という。)として使用者から徴収する。

(1) 本支管の延長工事を行う場合は、使用者の予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器の設置に要する工事費の金額

(2) 本支管を入れ替える工事又は整圧器を取り替える工事(以下「入取替工事」という。)を行う場合は、その工事に要する工事費から入取替時における既設本支管及び既設整圧器と同等のものの材料の価額を差し引いた金額

(3) 本支管の延長工事が入取替工事を伴う場合は、第1号に規定する金額と前号に規定する金額を合計した金額

3 本市は、2以上の使用者から同時に申込みがあつた場合において、1の工事として設計見積りをし、工事を施行することができるときは、使用者と協議の上、1の工事として前項の規定を適用することができる。

4 本市は、2以上の使用者から共同して申込みがあつた場合は、その申込みを1の申込みとして第2項の規定を適用することができる。

5 本市は、使用者の申込みに伴い本支管を延長し、又は入れ替える場合において、将来その本支管から分岐する供給管によりガスの供給を受けることとなる使用者(以下「追加使用者」という。)を考慮して本支管及び整圧器の工事を行うときは、その都度関東経済産業局長の認可を受けて管理者が定めるところにより、使用者及び追加使用者からその工事について、工事負担金を徴収することができる。

(平9条例12・平12条例37・一部改正)

(使用者からの工事材料の提供がある場合)

第12条 本市は、使用者が工事材料(次項に規定する工事材料を除く。)を提供する場合は、検査を行い、それをを用いることができる。この場合において、本市は、その材料を工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定する。

2 本市は、本市が別に定めた規格及び工法に基づき、本市が指定する工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料を使用者が提供する場合は、検査を行い、それをを用いることができる。この場合において、本市は、その工事材料を控除して工事費を算定する。

3 本市は、前2項に規定する検査を行つたときは、別に定める検査に要する費用(所要費用に消費税等相当額を加えて得た額をいう。)を使用者から徴収する。

(平9条例12・一部改正)

(工事契約の解約又は変更に伴う費用の負担等)

第13条 本市は、工事着手後、使用者の都合によつて供給開始に至らず契約が解約又は変更となつた場合は、既に要した費用(所要費用に消費税等相当額を加えて得た額をいう。)を使用者から徴収する。

2 前項に規定する場合において、本市が損害を受けたときは、本市はその損害の賠償を使用者に請求することができる。

(平9条例12・一部改正)

(修繕費)

第14条 供給施設の修繕費(所要費用に消費税等相当額を加えて得た額をいう。)は、原則として、その供給施設の所有者の負担とする。

(平9条例12・一部改正)

(供給施設等の検査)

第15条 本市は、使用者の請求により、内管、ガス栓、ガスメーター(料金の算定の基礎とならないガスメーターを含む。)、消費機器等の検査をした場合は、検査に要した費用(所要費用に消費税等相当額を加えて得た額をいう。)

を使用者から徴収する。ただし、ガスメーターの計量検査については、検査の結果、誤差が計量法（平成4年法律第51号）に定める使用公差を超えている場合は、検査に要した費用を徴収しない。

（平9条例12・一部改正）

#### 第4章 供給

（供給ガスの熱量等）

第16条 本市は、次の各号に掲げる熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」という。）のガスを供給する。

(1) 熱量

ア 標準熱量 45メガジュール

イ 最低熱量 44メガジュール

(2) 圧力

ア 最高圧力 2.5キロパスカル

イ 最低圧力 1.0キロパスカル

(3) 燃焼性

ア 最高燃焼速度 47

イ 最低燃焼速度 35

ウ 最高ウォッペ指数 57.8

エ 最低ウォッペ指数 52.7

2 本市は、前項第2号アに規定する最高圧力を超えるガスの使用の申込みがあつた場合は、その使用者と協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することができる。

3 本市は、第1項に規定するガスの熱量等及び前項の規定により定めた圧力を維持できないため使用者が損害を受けた場合は、その損害の賠償の責任を負う。ただし、本市の責めに帰すべき理由以外の理由により使用者が損害を受けたときは、本市は、その損害の賠償の責任を負わない。

（平11条例7・平13条例21・平16条例20・平17条例35・一部改正）

（供給又は使用の制限等）

第17条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又は使用者に使用の制限若しくは中止をさせることができる。

(1) 災害等その他の不可抗力による場合

(2) ガス工作物に故障が生じた場合

(3) ガス工作物の修理その他工事施行のため必要がある場合

(4) 法令の規定による場合

(5) ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（第27条第1項及び第2項の措置をとる場合を含む。）

(6) 第6条第1項ただし書に規定する本市が承認した工事人が施行した工事に保安上の<sup>かし</sup>瑕疵がある場合

(7) ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合

(8) その他保安上必要がある場合

2 前項の措置により使用者が損害を受けた場合において、本市の責めに帰すべき理由がないときは、本市は、その損害の賠償の責任を負わない。

（平11条例7・平16条例20・一部改正）

（供給停止）

第18条 本市は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ガスの供給を停止することができる。この場合において、本市が損害を受けたときは、使用者にその損害の賠償を請求することができる。

(1) 督促しても料金の支払がない場合

(2) 本市との、過去の同一の契約種別（小型空調契約にあつては他の小型空調契約種別を、空調夏期契約にあつては他の空調夏期契約種別を含む。）の料金について前号の事実が判明し、期日を定めての支払請求にもかかわらず、なお期日までに支払がない場合

(3) この条例によつて支払を要することとなつた料金以外の債務を、督促してもなお支払わない場合

(4) 検針、検査、調査その他の業務の執行を正当な理由なくして拒み、又は妨害した場合

(5) ガスを不正に使用し、又は使用しようとしたことが明らかに認められる場合

(6) 使用者が占有し、又は所有する土地に設置してある本市のガス工作物を故意に損傷し、又は亡失して本市に重大な損害を与えた場合

(7) 第27条第5項の規定に違反した場合

(8) その他この条例及びガス供給規程の規定に違反し、その旨を警告しても改めない場合

2 前項第1号から第3号までの場合にあつては、ガスの供給を停止する日の5日前までに予告する。

3 第1項の措置により使用者が損害を受けた場合において、本市の責めに帰すべき理由がないときは、本市は、その損害の賠償の責任を負わない。

(供給停止の解除)

第19条 本市は、前条第1項の規定によりガスの供給を停止した場合において、使用者がその理由となつた事実を解消し、かつ、本市に対する債務を支払つたときは、速やかにガスの供給を再開する。

#### 第5章 料金、手数料等

(平11条例7・改称)

(使用量の算定)

第20条 料金の算定の基礎となる使用量の算定については、ガス供給規程で定める。

(料金の起算日及び納入義務)

第21条 料金の算定は、ガスの使用が可能となつた日から起算する。

2 料金の支払義務は、納入通知書の発行の日に発生する。

3 使用者は、料金を支払義務発生の日の翌日から起算して50日(以下「支払期限日」という。)以内に支払うものとする。ただし、支払義務発生の日の翌日から起算して50日目日が休日の場合は、その直後の休日でない日を支払期限日とする。

(料金表の適用)

第22条 一般契約に適用する料金表は、別表第2のとおりとする。

2 小型空調契約に適用する料金表は、別表第3のとおりとする。

3 空調夏期契約に適用する料金表は、別表第4のとおりとする。ただし、料金算定期間の末日が冬期に属する場合は、別表第2の一般契約に適用する料金表の規定を準用する。

4 時間帯別B契約に適用する料金表は、別表第4の2のとおりとする。

(平28条例37・一部改正)

(料金の算定等)

第23条 本市は、次の各号に定める額を使用者から料金として徴収する。

(1) 支払義務発生の日の翌日から20日以内(以下「早収期間」という。)に支払うとき(支払義務発生の日の翌日から20日目日が休日の場合は、その直後の休日でない日までに支払うとき。)は、早収料金(ガス供給規程で定めるところにより通知した使用量に基づき、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第4の2の契約種別に対応した料金表を適用して算定したものをいい、消費税等相当額を含む金額をいう。以下同じ。)

(2) 早収期間経過後に支払うときは、早収料金を3パーセント増ししたもの(消費税等相当額を含む金額をいう。以下「遅収料金」という。)

2 本市は、第4項の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を1か月として早収料金を算定する。

3 本市は、使用者が第7条第1項ただし書の規定により1需要場所で同一の契約種別に2個以上のガスメーターを設置している場合において、使用者から申込みがあり、かつ、本市が認めたときは、同一の契約種別については、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量を、ガスメーター1個の使用量とみなして算定したものを(消費税等相当額を含む金額)を料金として徴収する。

4 本市は、次の各号に掲げる場合の料金算定期間の早収料金を、次項及び第6項の日割計算により算定する。ただし、本市の都合により料金算定期間の日数が36日以上になつた場合は、この限りでない。

(1) 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの日数が24日以下又は36日以上となつた場合

(2) 使用者が新たにガスの使用を開始した場合

(3) 使用者が契約種別を変更した場合(変更した日がガス供給規程に定める定例検針日に当たる場合を除く。)

(4) 第17条第1項の規定によりガスの供給を中止し、又は使用者にガスの使用を中止させた場合で、供給再開の日が中止の日の翌々日以後となつたとき(その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合は、料金を徴収しない。)

(5) 第18条第1項の規定によりガスの供給を停止した場合(ガス供給規程で定める場合を除く。)

(6) 第19条の規定によりガスの供給を再開した場合(ガス供給規程で定める場合を除く。)

(7) その他ガス供給規程で定める場合

5 前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までの規定により早収料金の日割計算を行う場合は、別表第5による。

6 第4項第4号の規定により早収料金の日割計算を行う場合は、別表第6による。

7 本市は、法令で規定する方法によつて測定したガスの熱量のその月の算術平均値が第16条第1項第1号アに規定する標準熱量より2パーセントを超えて低い場合は、別表第7の算式により算定した金額(消費税等相当額を含む金額)をその月の料金から減じる。

(平9条例12・平20条例16・平28条例37・一部改正)

(単位料金の調整)

第24条 本市は、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が同項第1号に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次に掲げる算式により別表第2から別表第4の2までの各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定する。この場合において、計算結果に小数第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のときの調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + 0.052円 × (原料価格変動額 / 100円) × (1 + 消費税率)

(2) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のときの調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - 0.052円 × (原料価格変動額 / 100円) × (1 + 消費税率)

2 前項に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 基準平均原料価格(トン当たり) 83,300円

(2) 平均原料価格(トン当たり) 液化天然ガス(以下「LNG」という。)及び液化石油ガス(以下「LPG」という。)それぞれについて、別表第2第2項第2号、別表第3第2項第2号、別表第4第3項第4号及び別表第4の2第1項第4号に定める各3か月間における各月の価格合計額を、当該3か月間の数量の合計量で除して得たトン当たり平均価格(10円未満の端数を四捨五入した金額)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額。ただし、その金額が133,280円以上となった場合は、133,280円とする。この場合において、価格及び数量とは財務省が関税法(昭和29年法律第61号)第102条第3項の規定により公表する貿易に関する統計に基づく価格及び数量とする。

平均原料価格 = トン当たり LNG 平均価格 × 0.8617 + トン当たり LPG 平均価格 × 0.1486

(3) 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のときの原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のときの原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

3 本市は、前項第2号の平均原料価格を公告するものとする。

(平13条例21・平16条例20・平17条例35・平20条例16・平21条例14・平25条例37・平28条例37・一部改正)

(遅収料金の徴収方法)

第25条 本市は、使用者から遅収料金を徴収する場合は、早収料金を支払期限日までに徴収し、これと遅収料金との差額(以下「遅収加算額」という。)を、翌月以降の料金に加算して徴収する。この場合において、遅収加算額は、加算して請求する月の料金と同時に徴収する。

(平9条例12・平20条例16・一部改正)

(大口供給契約の料金)

第25条の2 大口供給契約に係る料金は、別表第2に規定する料金表Aにより算出した料金を上限とし、大口供給契約に係る使用者以外の使用者の利益を阻害するおそれがない金額を下限として、企業管理規程で定める。

(平28条例37・追加)

(最終保障供給契約の料金)

第25条の3 最終保障供給契約に係る料金は、一般契約に適用する料金に1.2を乗じて得た額を上限とし、一般契約に適用する料金を下限として、企業管理規程で定める。

(平28条例37・追加)

(手数料)

第25条の4 第6条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、手数料として20,000円を納付しなければならない。

(平11条例7・追加、平28条例37・旧第25条の2繰下)

第6章 保安

(供給施設の保安責任)

第26条 本市は、法令の定めるところにより、供給施設の保安の責任を負う。ただし、使用者が本市の責めに帰すべき理由以外の理由により損害を受けたときは、本市は、その損害の賠償の責任を負わない。

(保安措置)

第27条 使用者は、ガス漏れを感知したときは、直ちにガスメーター(料金の算定の基礎とならないものを含む。)の入口のcockその他のcock及びガス栓を閉鎖して本市にその旨を通知しなければならない。

2 本市は、前項の通知を受けた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

3 本市は、ガスの供給又は使用が中断された場合は、使用者に本市が知らせた方法で、中断の解除のための操作を求めることができる。この場合において、供給又は使用の状態が旧に復さないときは、第1項の場合に準じて本市に通知しなければならない。

4 本市は、保安上必要があると認める場合は、使用者の土地又は建物内に設置した供給施設及び消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用を中止させることができる。

- 5 使用者は、本市の承諾なしに供給施設を新設し、若しくは変更し、又は供給施設及び第16条第1項に規定する熱量等に影響を及ぼす施設を設置してはならない。
- 6 使用者は、第7条第2項の規定により設置したガスメーターについて、検針及び検査並びに取替え等の維持管理が容易な状態に保持しておかなければならない。

(保安に対する使用者の義務)

第28条 使用者は、本市が法令の定めるところにより周知した事項を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用しなければならない。

- 2 使用者は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置し、若しくは撤去する場合又はこれらの機器の使用を開始する場合は、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。
- 3 使用者は、圧縮ガス等を併用する場合は、本市が指定する場所に本市が認める安全装置を設置しなければならない。この場合において、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えて得た額とする。）は使用者が負担しなければならない。

(平9条例12・一部改正)

#### 第7章 雑則

(大口供給条件)

第28条の2 第5条第6項及び第25条の2に定めるもののほか大口供給に係る供給条件その他必要な事項は、企業管理規程で定める。

(平28条例37・全改)

(託送供給条件)

第28条の3 法第2条第4項に規定する託送供給に係る供給条件その他必要な事項は、法令に定める基準に従い企業管理規程で定める。

(平20条例16・追加、平28条例37・旧第28条の4繰上・一部改正)

(最終保障供給条件)

第28条の4 第25条の3に定めるもののほか最終保障供給に係る供給条件その他必要な事項は、企業管理規程で定める。

(平28条例37・追加)

(特別供給条件)

第29条 本市は、災害その他特別の事情がある場合において、ガス小売事業については管理者が必要と認めるとき、一般ガス導管事業については法第48条第3項ただし書の認可を受けたときは、この条例以外の供給条件によりガスを供給することができる。

(平9条例12・平12条例37・平20条例16・平28条例37・一部改正)

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、ガスの供給に関し必要な事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、関東通商産業局長の認可のあつた日から起算して10日を経過した日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の習志野市ガス供給条例（以下「新条例」という。）第23条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算式により算定し、徴収する。ただし、計算結果に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

この条例による改正前の習志野市ガス供給条例（以下「旧条例」という。）適用期間の早収料金+新条例適用期間の早収料金

旧条例適用期間の早収料金＝ $F \times D1 / E$

新条例適用期間の早収料金＝新条例の基本料金× $D2 / E$ +新条例単位料金× $V2$

備考

Dは、料金算定期間の日数

D1は、Dのうち旧条例適用期間の日数

D2は、Dのうち新条例適用期間の日数

E＝30。ただし、料金算定期間の日数が31日以上35日以下の場合はEは、料金算定期間の実数とする。

Vは、料金算定期間の使用量

$V = V \times D1 / D$ （1立方メートル未満の端数は切り上げ）

V2は、新条例適用期間の使用量であり、 $V2 = V - V1$

V1Xは、旧条例適用期間の使用量の1か月換算使用量

Fは、V1Xにより算定した旧条例別表第2の料金

- 3 新条例第24条の規定は、料金算定期間の末日が平成9年2月1日以降に属する料金算定期間の料金から適用するものとし、料金算定期間の末日が同日前に属する場合の料金算定に当たっては、新条例別表第2、別表第3及び別表第4の基準単位料金を適用する。
- 4 新条例別表第1の規定は、施行日以後の使用者の申込みに係る本支管及び整圧器の工事から適用し、同日前の申込みに係る本支管工事の本市負担額については、なお従前の例による。
- 5 旧条例又はこれに基づく管理規程等によつてした処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によつてしたものとみなす。  
(生活保護世帯等についての特別措置)
- 6 使用者の属する世帯の生計を主として維持する者が次の各号のいずれかに該当する場合で、当該使用者から申出があつたときは、その1か月の料金は、当該申出のあつた日の属する料金算定期間から平成10年3月31日までの期間に限り、旧条例の規定により算定された金額とする。この場合において、旧条例の規定により算定された金額が、新条例により算定された金額を上回る場合は、新条例の規定により算定された金額とする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に規定する保護を受けている者
  - (2) 当該申出をした日の属する年度(当該申出をした日の属する月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定により市町村民税の所得割が課されない者又は同条第3項の規定により均等割が課されない者
- 7 附則第2項の算式は、前項の平成10年3月31日が含まれる料金算定期間の早取料金の算定について準用する。この場合において、「この条例による改正前の習志野市ガス供給条例(以下「旧条例」という。)適用期間」及び「旧条例適用期間」とあるのは、「平成10年3月31日までの」と、「新条例適用期間」とあるのは、「平成10年4月1日」と読み替えるものとする。
- 8 前項の場合において、算定された金額(計算結果に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)が、新条例の規定により算定された金額を上回る場合は、新条例の規定により算定された金額を1か月の料金とする。  
(料金の算定等の特例)
- 9 平成26年4月1日前から継続して供給しているガスの使用で、同日から同月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る別表第2から別表第4までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

| 読み替えられる規定  | 読み替えられる字句 | 読み替える字句   |
|------------|-----------|-----------|
| 別表第2第3項第1号 | 561.60円   | 546.00円   |
| 別表第2第3項第2号 | 128.44円   | 124.87円   |
| 別表第2第4項第1号 | 637.20円   | 619.50円   |
| 別表第2第4項第2号 | 124.24円   | 120.79円   |
| 別表第2第5項第1号 | 1,110.24円 | 1,079.40円 |
| 別表第2第5項第2号 | 122.54円   | 119.14円   |
| 別表第3第3項第1号 | 2,700円    | 2,625円    |
| 別表第3第3項第2号 | 111.70円   | 108.60円   |
|            | 89.82円    | 87.32円    |
| 別表第3第4項第1号 | 972円      | 945円      |
| 別表第3第4項第2号 | 116.02円   | 112.80円   |
|            | 94.14円    | 91.52円    |
| 別表第4第4項第1号 | 44,280円   | 43,050円   |
| 別表第4第4項第2号 | 335.88円   | 326.55円   |
| 別表第4第4項第3号 | 93.81円    | 91.21円    |
| 別表第4第5項第1号 | 11,880円   | 11,550円   |
| 別表第4第5項第2号 | 335.88円   | 326.55円   |
| 別表第4第5項第3号 | 102.45円   | 99.61円    |
| 別表第4第6項第1号 | 1,944円    | 1,890円    |
| 別表第4第6項第2号 | 335.88円   | 326.55円   |
| 別表第4第6項第3号 | 110.40円   | 107.34円   |

(平25条例37・追加)

附 則 (平成9年3月31日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の習志野市ガス供給条例第23条及び第25条の規定にかかわらず、平成9年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で、適用日から同月30日までの間に料金の支払義務が発生するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月18日条例第7号）

この条例は、関東通省産業局長の認可のあつた日から起算して10日を経過した日から施行する。

附 則（平成12年12月27日条例第37号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年6月29日条例第21号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において企業管理規程で定める日から施行する。

(平成13年企業管理規程第7号で平成13年10月9日から施行)

(習志野市ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が含まれる前項の規定による改正後の習志野市ガス供給条例（以下「新ガス条例」という。）に規定する料金算定期間の従量料金及び新ガス条例別表第2第1項の適用区分を適用する場合の使用量又は新ガス条例別表第5若しくは別表第6の1か月換算使用量を算定するための使用量については、新ガス条例の規定にかかわらず、次の表により算定する。

|   |   |
|---|---|
| 1 従量料金  | ア及びイの合計とする。<br>ア 前項の規定による改正前の習志野市ガス供給条例（以下「旧ガス条例」という。）適用の従量料金 旧ガス条例の単位料金×V <sub>1</sub><br>イ 新ガス条例適用の従量料金 新ガス条例の単位料金×V <sub>2</sub> |
| 2 新ガス条例別表第2第1項の適用区分を適用する場合の使用量又は新ガス条例別表第5若しくは別表第6の1か月換算使用量を算定するための使用量 | ア及びイの合計とする。<br>ア V <sub>1</sub> に旧ガス条例の標準熱量の値を乗じ、新ガス条例の標準熱量の値で除した値<br>イ V <sub>2</sub>  |

備考

1 Dは、料金算定期間の日数

2 D<sub>1</sub>は、Dのうち施行日の前日までの期間の日数

3 D<sub>2</sub>は、Dのうち施行日以後の期間の日数

4 Vは、料金算定期間の使用量

5 V<sub>1</sub>は、旧ガス条例適用期間の使用量であり、 $V_1 = V \times D_1 \div D$

6 V<sub>2</sub>は、新ガス条例適用期間の使用量であり、 $V_2 = V - V_1$

7 単位料金は、新ガス条例又は旧ガス条例別表第2の料金表における基準単位料金。ただし、新ガス条例又は旧ガス条例第24条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金とする。

附 則（平成15年9月30日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の習志野市ガス供給条例別表第1の規定は、平成15年11月1日以後の使用者の申込みに伴う本支管及び整圧器の工事から適用し、同日前の申込みに伴う本支管及び整圧器の工事については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月30日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において企業管理規程で定める日から施行する。ただし、第1条中習志野市公営企業の設置等に関する条例第6条の改正規定は公布の日から、第2条中習志野市ガス供給条例第17条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定は関東経済産業局長の認可のあつた日から起算して10日を経過した日から施行する。

(平成16年企管規程第3号で平成16年10月6日から施行)

(習志野市ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が含まれる第2条の規定による改正後の習志野市ガス供給条例（以下「新ガス条例」という。）に規定する料金算定期間の従量料金及び新ガス条例別表第2第1項の適用区分を適用する場合の使用量又は新ガス条例別表第5若しくは別表第6の1か月換算使用量を算定するための使用量については、新ガス条例の規定にかかわらず、次の表により算定する。

|   |  |
|---|--|
| 1 従量料金  | ア及びイの合計とする。<br>ア 第2条の規定による改正前の習志野市ガス供給条例（以下「旧ガス条例」という。）適用の従量料金 旧ガス条例の単位料金× $V_1$<br>イ 新ガス条例適用の従量料金 新ガス条例の単位料金× $V_2$ |
| 2 新ガス条例別表第2第1項の適用区分を適用する場合の使用量又は新ガス条例別表第5若しくは別表第6の1か月換算使用量を算定するための使用量 | ア及びイの合計とする。<br>ア $V_1$ に旧ガス条例の標準熱量の値を乗じ、新ガス条例の標準熱量の値で除した値<br>イ $V_2$   |

備考

- 1 Dは、料金算定期間の日数
- 2  $D_1$ は、Dのうち施行日の前日までの期間の日数
- 3  $D_2$ は、Dのうち施行日以後の期間の日数
- 4 Vは、料金算定期間の使用量
- 5  $V_1$ は、旧ガス条例適用期間の使用量であり、 $V_1 = V \times D_1 \div D$
- 6  $V_2$ は、新ガス条例適用期間の使用量であり、 $V_2 = V - V_1$
- 7 単位料金は、新ガス条例又は旧ガス条例別表第2の料金表における基準単位料金。ただし、新ガス条例又は旧ガス条例第24条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金とする。

附 則（平成17年12月21日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において企業管理規程で定める日から施行する。  
（平成18年企管規程第1号で平成18年2月21日から施行）  
（習志野市ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が含まれる第2条の規定による改正後の習志野市ガス供給条例（以下「新ガス条例」という。）に規定する料金算定期間の従量料金及び新ガス条例別表第2第1項の適用区分を適用する場合の使用量又は新ガス条例別表第5若しくは別表第6の1か月換算使用量を算定するための使用量については、新ガス条例の規定にかかわらず、次の表により算定する。

|   |  |
|---|--|
| 1 従量料金  | ア及びイの合計とする。<br>ア 第2条の規定による改正前の習志野市ガス供給条例（以下「旧ガス条例」という。）適用の従量料金 旧ガス条例の単位料金× $V_1$<br>イ 新ガス条例適用の従量料金 新ガス条例の単位料金× $V_2$ |
| 2 新ガス条例別表第2第1項の適用区分を適用する場合の使用量又は新ガス条例別表第5若しくは別表第6の1か月換算使用量を算定するための使用量 | ア及びイの合計とする。<br>ア $V_1$ に旧ガス条例の標準熱量の値を乗じ、新ガス条例の標準熱量の値で除した値<br>イ $V_2$   |

備考

- 1 Dは、料金算定期間の日数
- 2  $D_1$ は、Dのうち施行日の前日までの期間の日数
- 3  $D_2$ は、Dのうち施行日以後の期間の日数
- 4 Vは、料金算定期間の使用量
- 5  $V_1$ は、旧ガス条例適用期間の使用量であり、 $V_1 = V - V_2$
- 6  $V_2$ は、新ガス条例適用期間の使用量であり、 $V_2 = (D_2 \times V \times 46.04655 \text{ MJ}) \div (D_1 \times 45 \text{ MJ} + D_2 \times 46.04655 \text{ MJ})$

7 単位料金は、新ガス条例又は旧ガス条例別表第2の料金表における基準単位料金。ただし、新ガス条例又は旧ガス条例第24条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金とする。

附 則（平成20年3月28日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年5月20日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の習志野市ガス供給条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、施行日以後の使用者の申込みに伴う本支管及び整圧器の工事から適用し、施行日前の申込みに伴う本支管及び整圧器の工事については、なお従前の例による。

3 施行日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算式により算定する。ただし、算定結果に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

この条例による改正前の習志野市ガス供給条例（以下「旧条例」という。）適用期間の早収料金×（1+消費税率）  
+新条例適用期間の早収料金

旧条例適用期間の早収料金＝旧条例の基本料金×（ $D_1/E$ ）+旧条例単位料金× $V_1$

新条例適用期間の早収料金＝新条例の基本料金×（ $D_2/E$ ）+新条例単位料金× $V_2$

備考

1  $D$ は、料金算定期間の日数

2  $D_1$ は、 $D$ のうち旧条例適用期間の日数

3  $D_2$ は、 $D$ のうち新条例適用期間の日数

4  $E=30$ 。ただし、料金算定の期間の日数が31日以上35日以下の場合は $E$ は、料金算定期間の実数とする。

5  $V$ は、料金算定期間の使用量であり、 $V_1=(V \times D_1)/D$ （1立方メートル未満の端数は切上げ）

6  $V_2$ は、新条例適用期間の使用量であり、 $V_2=V-V_1$

附 則（平成21年9月30日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 料金算定期間の末日が平成21年11月1日から平成21年11月30日までに属する早収料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月25日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算式により算定する。ただし、算定結果に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

この条例による改正前の習志野市ガス供給条例（以下「旧条例」という。）適用期間の早収料金+この条例による改正後の習志野市ガス供給条例（以下「新条例」という。）適用期間の早収料金

旧条例適用期間の早収料金＝旧条例の基本料金×（ $D_1/D$ ）+旧条例単位料金× $V_1$

新条例適用期間の早収料金＝新条例の基本料金×（ $D_2/D$ ）+新条例単位料金× $V_2$

備考

1  $D$ は、料金算定期間の日数。ただし、第23条第4項が適用される場合であつて、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上であるときは、30とする。

2  $D_1$ は、 $D$ のうち旧条例適用期間の日数

3  $D_2$ は、 $D$ のうち新条例適用期間の日数

4  $V$ は、料金算定期間の使用量

5  $V_1$ は、旧条例適用期間の使用量であり、 $V_1=(V \times D_1)/D$ （1立方メートル未満の端数は切捨て）。この場合において、備考1ただし書は適用しない。

6  $V_2$ は、新条例適用期間の使用量であり、 $V_2=V-V_1$

附 則（平成28年12月27日条例第37号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の習志野市ガス供給条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で、施行日から施行日の属する月の末日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。

別表第1（第11条第2項）

（平15条例14・全改、平20条例16・一部改正）

本支管工事費の本市負担額

| 設置するガスメーターの能力 | ガスメーター1個につき本市の負担する金額 |
|---------------|----------------------|
| 2.5立方メートル毎時   | 165,000円             |
| 4立方メートル毎時     | 264,000円             |
| 6立方メートル毎時     | 396,000円             |
| 10立方メートル毎時    | 660,000円             |
| 16立方メートル毎時    | 1,056,000円           |
| 25立方メートル毎時    | 1,650,000円           |
| 40立方メートル毎時    | 2,640,000円           |
| 65立方メートル毎時    | 4,290,000円           |
| 100立方メートル毎時   | 6,600,000円           |
| 160立方メートル毎時   | 10,560,000円          |

上記以外のガスメーターを設置する場合の本市負担額は、設置するガスメーター1個につき、当該ガスメーターの能力1立方メートル毎時につき66,000円の割合で算定した金額とする。

別表第2（第22条第1項、第22条第3項、第23条第1項第1号、第24条第1項、第24条第2項第2号）

（平13条例21・平16条例20・平17条例35・平20条例16・平21条例14・平25条例37・平31条例9・一部改正）

一般契約に適用する料金表

1 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから18立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B 使用量が18立方メートルを超え、279立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C 使用量が279立方メートルを超える場合に適用する。

2 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金に、使用量を乗じて算定する。ただし、第24条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとする。

ア 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

イ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ウ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

エ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

オ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

カ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

キ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ク 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ケ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

コ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

サ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

シ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算出する(1円未満切捨て)。

ア 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×(消費税率／(1+消費税率))

イ 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×(消費税率／(1+消費税率))

### 3 料金表A

#### (1) 基本料金

|                  |         |
|------------------|---------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 572.00円 |
|------------------|---------|

#### (2) 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 130.82円 |
|------------|---------|

#### (3) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第24条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

### 4 料金表B

#### (1) 基本料金

|                  |         |
|------------------|---------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 649.00円 |
|------------------|---------|

#### (2) 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 126.54円 |
|------------|---------|

#### (3) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第24条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

### 5 料金表C

#### (1) 基本料金

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 1,130.80円 |
|------------------|-----------|

#### (2) 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 124.81円 |
|------------|---------|

#### (3) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第24条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

別表第3(第22条第2項、第23条第1項第1号、第24条第1項、第24条第2項第2号)

(平13条例21・平16条例20・平17条例35・平20条例16・平21条例14・平25条例37・平31条例9・一部改正)

### 小型空調契約に適用する料金表

#### 1 適用区分

料金表1 小型空調契約1種に適用する。

料金表2 小型空調契約2種に適用する。

#### 2 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金に、使用量を乗じて算定する。ただし、第24条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとする。

ア 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用する。

イ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用する。

ウ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用する。

エ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用する。

オ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用する。

カ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用する。

- キ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用する。
- ク 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用する。
- ケ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用する。
- コ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用する。
- サ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用する。
- シ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用する。
- (3) 調整単位料金を算定しなかつた場合、冬期基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する場合に適用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する場合に適用する。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算出する(1円未満切捨て)。
- ア 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×(消費税率/(1+消費税率))
- イ 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×(消費税率/(1+消費税率))

### 3 料金表1

#### (1) 基本料金

|                  |        |
|------------------|--------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 2,750円 |
|------------------|--------|

#### (2) 基準単位料金

|            |            |         |
|------------|------------|---------|
| 冬期基準単位料金   | 1立方メートルにつき | 113.77円 |
| その他期基準単位料金 | 1立方メートルにつき | 91.48円  |

#### (3) 調整単位料金

前号の各基準単位料金をもとに第24条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

### 4 料金表2

#### (1) 基本料金

|                  |      |
|------------------|------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 990円 |
|------------------|------|

#### (2) 基準単位料金

|            |            |         |
|------------|------------|---------|
| 冬期基準単位料金   | 1立方メートルにつき | 118.17円 |
| その他期基準単位料金 | 1立方メートルにつき | 95.88円  |

#### (3) 調整単位料金

前号の各基準単位料金をもとに第24条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

### 別表第4 (第22条第3項、第23条第1項第1号、第24条第1項、第24条第2項第2号)

(平13条例21・平16条例20・平17条例35・平20条例16・平21条例14・平25条例37・平31条例9・一部改正)

#### 空調夏期契約に適用する料金表

##### 1 適用

料金算定期間の末日がその他期に属する料金について適用する。

##### 2 適用区分

料金表1 空調夏期契約1種に適用する。

料金表2 空調夏期契約2種に適用する。

料金表3 空調夏期契約3種に適用する。

##### 3 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とする。

(2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計とする。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じて得た額とする。

(3) 従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし第24条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

(4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとする。

ア 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

- イ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- ウ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- エ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- オ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- カ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- キ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- ク 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算出する(1円未満切捨て)。
- ア 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×(消費税率/(1+消費税率))
- イ 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×(消費税率/(1+消費税率))

#### 4 料金表1

##### (1) 定額基本料金

|                  |         |
|------------------|---------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 45,100円 |
|------------------|---------|

##### (2) 流量基本料金単価

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 342.10円 |
|------------|---------|

##### (3) 基準単位料金

|            |        |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 95.55円 |
|------------|--------|

##### (4) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第24条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

#### 5 料金表2

##### (1) 定額基本料金

|                  |         |
|------------------|---------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 12,100円 |
|------------------|---------|

##### (2) 流量基本料金単価

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 342.10円 |
|------------|---------|

##### (3) 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 104.35円 |
|------------|---------|

##### (4) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第24条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

#### 6 料金表3

##### (1) 定額基本料金

|                  |        |
|------------------|--------|
| 1か月及びガスメーター1個につき | 1,980円 |
|------------------|--------|

##### (2) 流量基本料金単価

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 342.10円 |
|------------|---------|

##### (3) 基準単位料金

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 112.45円 |
|------------|---------|

##### (4) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第24条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

別表第4の2(第22条第4項、第23条第1項第1号、第24条第1項、第24条第2項第2号)

(平28条例37・追加、平31条例9・一部改正)

#### 時間帯別B契約に適用する料金表

##### 1 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とする。
- (2) 基本料金は基本料金(甲)と基本料金(乙)の合計とし、基本料金(甲)及び(乙)は、それぞれ次の算式により算出する。

基本料金(甲)＝定額基本料金＋流量基本料金(流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じて得た額)

基本料金（乙）＝昼間基本料金（昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じて得た額）＋夜間基本料金（夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じて得た額）

(3) 従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第24条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

(4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとする。

ア 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

イ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ウ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

エ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

オ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

カ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

キ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ク 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ケ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

コ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

サ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

シ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日までに属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

(5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算出する（1円未満切捨て）。

ア 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×（消費税率／（1＋消費税率））

イ 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×（消費税率／（1＋消費税率））

## 2 料金表

### (1) 基本料金（甲）

#### ア 定額基本料金

|        |         |
|--------|---------|
| 1か月につき | 50,600円 |
|--------|---------|

#### イ 流量基本料金単価

|            |         |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 389.40円 |
|------------|---------|

### (2) 基本料金（乙）

#### ア 昼間基本料金単価

|            |       |
|------------|-------|
| 1立方メートルにつき | 9.02円 |
|------------|-------|

#### イ 夜間基本料金単価

|            |       |
|------------|-------|
| 1立方メートルにつき | 3.38円 |
|------------|-------|

### (3) 基準単位料金

|            |        |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 93.75円 |
|------------|--------|

### (4) 調整単位料金

前号の基準単位料金をもとに第24条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とする。

## 別表第5（第23条第5項）

（平28条例37・一部改正）

### 早収料金の日割計算（1）

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計とする。この場合において、別表第2を適用するときは、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量による。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \text{日割計算日数} / 30$$

備考

- 1 基本料金は、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第4の2の料金表における基本料金
- 2 供給中止期間の日数は、料金算定期間の日数。ただし、第23条第4項第2号、第3号及び第6号の場合において料金算定期間の日数が31日以上35日までのときは30
- 3 計算結果の小数第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第2、別表第3、別表第4又は別表第4の2の料金表における基準単位料金又は第24条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に使用量に乗じて算定する。この場合において、調整単位料金の適用基準は、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第4の2における適用基準と同様とする。

別表第6 (第23条第6項)

(平28条例37・一部改正)

早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計とする。この場合において、別表第2を適用するときは、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量による。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$$

備考

- 1 基本料金は、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第4の2の料金表における基本料金
- 2 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- 3 計算結果の小数第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第2、別表第3、別表第4又は別表第4の2の料金表における基準単位料金又は第24条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に使用量に乗じて算定する。この場合において、調整単位料金の適用基準は、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第4の2における適用基準と同様とする。

別表第7 (第23条第7項)

標準熱量より2パーセントを超えて低い場合において料金から減額する金額の算式

$$D = F \times (C - A) / C$$

備考

- 1 Dは、第23条第7項の規定により算定する金額
- 2 Fは、第24条の規定により算定した従量料金
- 3 Cは、第16条第1項第1号アに規定する標準熱量
- 4 Aは、法令に規定する方法によつて測定したガスの熱量のその月の算術平均値